

茨地第 307 号
令和 5 年 5 月 2 日

各コミュニティセンター
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部
地域コミュニティ課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、コミュニティセンターの運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 5 年 4 月 27 日（木）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、新型コロナウイルス感染症が、5 月 8 日（月）以降 5 類感染症に位置づけられることが決定されました。

また、大阪府では、令和 5 年 4 月 28 日（金）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議（以下、府本部会議）」が開催され、国の決定を受け、府本部会議が廃止されるとともに、府民及び事業者等への要請、イベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」の作成等については、令和 5 年 5 月 8 日（月）に終了することが決定されました。

5 月 8 日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられることが基本となります。

なお、新型コロナウイルスの「5 類移行後の感染対策等」につきましては、府より別添 1 のとおり考え方が示されておりますので、行事等の実施の際には、参考にしてください。

また、コミュニティセンターでの窓口対応については別添 2「令和 5 年 5 月 8 日からの各センターでの基本的感染症対策等について」のとおりお願いいたします。